

茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画（素案）【概要版】

令和4年12月21日令和4年度 第2回茅ヶ崎市営住宅運営審議会（書面会議）

令和元年8月2日付諮詢 議題(1) 資料3

1.本計画について

本計画は、国土交通省から提示されている「公営住宅等長寿命化計画策定指針（改定）（平成28年）」に基づき、市営住宅ストックの適切なマネジメントの実施、市営住宅の役割やあり方を考慮したうえでの団地別・住棟別の活用方針、長寿命化に資する予防保全的な管理改善やライフサイクルコストの縮減等を検証し、これらの取り組みを計画的に実施するために「茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画」及び「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画」を統合し、策定するものです。

1-1 計画の期間

本計画の期間は、策定指針に基づき、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

また、本計画は茅ヶ崎市総合計画と事業実施年度の整合性を図りますが、新型コロナウイルス感染症等による社会情勢の変化や目標の達成状況、進捗状況等について、茅ヶ崎市営住宅運営審議会の意見等を踏まえて、概ね5年ごとに見直しを行います。

1-2 対象住宅（令和4（2022）年4月1日現在）

| 区分 | 団地名 | 構造 | 管理戸数 (戸) | 専有面積 (m ²) | 建設年度等(年) |
|-----------------|---------------|--------------|-------------|---------------------------|---------------------------------------|
| 直接建設型 | 香川住宅 | 準耐 (募集停止) | 24 | 50.2・53.7 | S41(1966)・S42(1967) |
| | | 耐火 | 94 | 46.6・51.1 | S52(1977)・S53(1978) |
| 高田住宅 | | 準耐 (募集停止) | 78 | 51.0・54.5 | S42(1967)～S44(1969) |
| | | 耐火 | 40 | 33.8・37.0 | S44(1969) |
| 菱沼住宅 | | 耐火 | 40 | 33.8・37.0 | S45(1970) |
| | | 耐火 | 40 | 57.3 | S63(1988)・H1(1989) |
| 今宿住宅 | | 耐火 | 15 | 43.6・53.9 | H10(1998) |
| | | 耐火 | 50 | 38.3～67.43 | R2(2020) |
| 直接建設型 小計 | | 381 | | | |
| 借上型 | つつじハイム香川 | 耐火 | 20 | 40.7～65.7 | H14(2002) 借上終了 R4(2022) ^{※1} |
| | つつじハイム菱沼 | 耐火 | 20 | 40.0～65.0 | H16(2004) 借上終了 R6(2024) |
| | つつじハイム松林 | 耐火 | 12 | 39.3～66.9 | H18(2006) 借上終了 R8(2026) |
| | つつじハイム萩園 | 耐火 | 12 | 41.7～64.8 | H21(2009) 借上終了 R11(2029) |
| | つつじハイム萩園第2 | 耐火 | 15 | 30.7～61.6 | H21(2009) 借上終了 R11(2029) |
| | つつじハイム香川第2 | 耐火 | 20 | 41.7～65.5 | H22(2010) 借上終了 R12(2030) |
| | コノオール茅ヶ崎浜見平 | 耐火 | 20 | 44.5～66.0 | H22(2010) 借上終了 R12(2030) |
| | つつじハイム西久保 | 耐火 | 20 | 35.6～71.3 | H24(2012) 借上終了 R14(2032) |
| | コノオール茅ヶ崎浜見平第2 | 耐火 | 20 | 44.1～66.0 | H27(2015) 借上終了 R17(2035) |
| | コノオール茅ヶ崎浜見平第3 | 耐火 | 44 | 44.2～67.80 | R1(2019) 借上終了 R21(2039) |
| 借上型 小計 | | 203 | | | |
| 市営 合計 | | 584 | | | |

※1：つつじハイム香川は、10年の再借上契約予定（R5（2023）からR14（2032））

1-3 対象世帯

本計画では、著しい困窮年収未満の世帯^{※2}の中で、特に自助努力で世帯人数に応じた最低居住水準以上の賃貸住宅を確保しようとすると、高家賃負担率^{※3}以上となる年収世帯を「真に住宅に困窮する世帯」と設定し、住宅セーフティネットの主たる対象とします。

※2 著しい困窮年収未満の世帯：民間借家市場では、自助努力で世帯の人数に応じた最低居住面積水準の住宅を確保することが著しく困難な年収である世帯

※3 高家賃負担率：年収200万円以下の世帯のうち民営借家居住世帯における平均の家賃負担率

2.真に住宅に困窮する世帯への対応と中長期的な市営住宅の需要推計

【本計画における真に住宅に困窮する世帯への対応】

策定指針では著しい困窮年収未満の世帯を推計した上で、公営住宅（市営住宅及び県営住宅）だけでなく、公的賃貸住宅（UR賃貸住宅等）、サービス付き高齢者住宅、民間賃貸住宅等を考慮し、地域の実情を踏まえた市営住宅の管理戸数を定めることとしています。

【中長期的な市営住宅の需要推計】

計画初年度の令和5年度央^{※4}では、令和5年春に借上型県営住宅（69戸）の契約が終了することもあり、需要に対して27戸の不足が生じます。

また、その後令和20年度央までは、充足していることを踏まえると、令和25年度央における不足状況については、次期計画で推計結果の見直しを行い、市営住宅の供給手法として既存借上型市営住宅の再借上げのほか、家賃補助制度やPFI手法の導入等の検討を行い適切な住宅セーフティネットの構築を検討する必要があります。

※4 年度央：各年度の10月1日

| 時期(年度央) | 基準値 | 推計値 | | | | | | |
|------------------------|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|---|
| | | 2015 | 2023 | 2028 | 2033 | 2038 | 2043 | |
| 1. 総世帯数 | H27 | R5 | R10 | R15 | R20 | R25 | | H27年に対する割合 |
| | 98,452 | 99,853 | 99,554 | 99,256 | 98,958 | 98,662 | | |
| 2. 真に住宅に困窮する世帯数 | 100.0% | 101.4% | 101.1% | 100.8% | 100.5% | 100.2% | | H27年に対する割合 |
| | 2,968 | 2,961 | 2,907 | 2,852 | 2,798 | 2,744 | | |
| 3. 対応(単位:戸) | 100.0% | 99.8% | 97.9% | 96.1% | 94.3% | 92.5% | | H27年に対する割合 |
| | 490 | 482 | 482 | 462 | 430 | 263 | | |
| 公営住宅 | 直接建設 ^{※5} | 331 | 279 | 279 | 279 | 279 | 199 | 耐用年限まで使用した場合 |
| | 借上型 | 159 | 203 | 203 | 183 | 151 | 64 | 30年間借上をした場合(10年延長) |
| | 合計 | 490 | 482 | 482 | 462 | 430 | 263 | |
| 低家賃かつ一定の質が確保されたUR賃貸住宅 | 県営 ^{※5} | 393 | 324 | 318 | 312 | 306 | 300 | 県営住宅は、R5年度に69戸を用途廃止し、ストック推計結果の変化に対応した戸数 |
| | 小計 | 883 | 806 | 800 | 774 | 736 | 563 | |
| | UR賃貸住宅 | 333 | 338 | 337 | 336 | 335 | 334 | 世帯数の増減に合わせて変動すると仮定 |
| 低家賃かつ一定の質が担保された民間賃貸住宅等 | 小計 | 333 | 338 | 337 | 336 | 335 | 334 | 世帯数の増減に合わせて変動すると仮定 |
| | 民間賃貸住宅 | 1,391 | 1,411 | 1,407 | 1,402 | 1,398 | 1,394 | |
| | 賃貸用の空き家 | 374 | 379 | 378 | 377 | 376 | 375 | |
| 合計 | | 1,765 | 1,790 | 1,785 | 1,779 | 1,774 | 1,769 | |
| 低家賃かつ一定の質が確保された住宅の充足状況 | 需要推計 | 2,981 | 2,934 | 2,922 | 2,889 | 2,845 | 2,666 | |
| | 充足率 | 13 | -27 | 15 | 37 | 47 | -78 | |

※5：募集停止中の戸数を除く

3.市営住宅に関する方針及び施策

| 課題 | 市営住宅の活用及び長寿命化に関する基本方針 | 実施方針（施策展開） |
|----------------------|--|--|
| ■市営住宅の供給及び維持管理に関する課題 | ■市営住宅のあり方に関する基本方針 ・需要推計の結果を踏まえた、直接建設型の市営住宅に限定しない多様な公的支援の実施及び県・都市再生機構・民間賃貸住宅市場と連携した住宅セーフティネットの構築 ⇒課題1・2・3・7への対応 | ■整備等に係る事業の実施方針 ⇒「市営住宅のあり方に関する基本方針」に対する施策 ○耐用年限を超過した住宅は、需要推計に応じた整備を検討 ・高田住宅（準耐火構造2階建て）の用途廃止 事業実施時期：令和6（2024）年度 ・香川住宅（準耐火構造2階建て）の用途廃止 事業実施時期：令和8（2026）年度 |
| 1 将来の人口・世帯動向を踏まえた供給 | ■市営住宅の活用に関する基本方針 1 住宅セーフティネット機能の強化 ⇒課題3への対応 ・多様化する住宅困窮者へ対応しSDGsの理念を実現するため、福祉政策等との連携による住環境の改善や最低居住面積水準以上の住宅を確保する取組みの促進 | ○需要動向に応じた借上型市営住宅の確保 ・契約期間満了を迎える住宅に対して、10年の再借上契約に取り組む ○直接建設型方式、借上型方式のほか、家賃補助制度や空き家の活用等の導入可能性の検討を行い、適切な住宅セーフティネットの構築を検討 ○県及び都市再生機構等との連携による住宅セーフティネットの構築 |
| 2 今後、耐用年限を迎える住宅への対応 | 2 公平性・透明性のさらなる確保 ⇒課題5への対応 ・適正な入居者管理を推進し、真に住宅に困窮する世帯の入居を促進 | ■入居者管理等の実施方針 ⇒「市営住宅の活用に関する基本方針」に対する施策 ○入居募集段階における世帯人員に応じた住戸の紹介 ○入居後に居住要件を満たさなくなった入居者への住宅明渡しの要請 ○家賃滞納者への適切な対応 ○福祉政策と連携したシルバーハウ징における見守り活動の促進 ○市営住宅敷地内における防災訓練等の実施 |
| 3 多様化する住宅困窮者への対応 | 3 地域と連携した防災活動の推進 ⇒課題6への対応 ・市営住宅の入居者に対する、自治会等の組織と連携した防災まちづくりへの取組みの促進 | ■点検の実施方針 ⇒「市営住宅の長寿命化に関する基本方針」の4に対する施策 ○点検の実施・点検記録のデータ蓄積・修繕実施・維持管理計画の見直しのメンテナンスサイクルの構築 |
| 4 市営住宅の長寿命化 | ■市営住宅の長寿命化に関する基本方針 4 ストックの状況把握・修繕の実施・データ管理に関する基本方針 ⇒課題2・4への対応 ・長寿命化を実現するためのメンテナンスサイクルの構築 | ■計画修繕の実施方針 ⇒「市営住宅の長寿命化に関する基本方針」の4に対する施策 ○定期点検及び日常点検、部位別の修繕周期を総合的に評価した適切な予防保全型の維持管理の実現に向けた修繕の実施 |
| ■入居者管理に関する課題 | 5 改善事業の実施による長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針 ⇒課題4への対応 ・市営住宅の安全性の確保や長寿命化及びライフサイクルコストの縮減 | ■改善事業の実施方針 ⇒「市営住宅の長寿命化に関する基本方針」の5に対する施策 ○策定指針に基づき、社会資本整備総合交付金を有効に活用できる手法を選定し、耐用年限まで使用するための安全性確保型・福祉対応型・居住性向上型・長寿命化型等の事業の実施 (外壁落下防止改修・スロープの設置・ユニットバス等設置・屋上防水・給水ポンプの更新) |
| ■地域防災に関する課題 | | |
| 6 地域防災への対応 | | |
| ■他の主体との連携に関する課題 | | |
| 7 県・都市再生機構等との連携 | | |